

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) 東京大学大学院農学生命科学研究科 教授 (氏名) 佐野 光彦
聴取日	平成25年6月25日 (火)
聴取者	環境省 総合環境政策局 環境影響審査室 横井補佐、田中準審査官、笠原環境専門員、阿南環境専門員 環境省 自然環境局 自然環境計画課 野木課長補佐
要領4.(2) 利害関係者の除外 ・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 <u> </u> 有 <u> </u> <input checked="" type="checkbox"/> 無 <u> </u>	
要領4.(3) 秘密保持の承諾 ・環境影響評価法手続きに基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 <u> </u> <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <u> </u> <u> </u> <input type="checkbox"/> 非承諾 <u> </u>	
<p><関係委員意見概要></p> <p>1. 閉鎖性海域の環境影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡誘導路（ボックスカルバート）及び大嶺崎の水路部分は狭隘となるため、閉鎖性海域への水の流入は滑走路南側からのみとなる。 また、大嶺崎部分は狭隘のため水流が速くなるが、その後、水流が緩やかになるため懸濁態有機物が一気に沈降して閉鎖性海域内にヘドロが溜まる可能性がある。これにより閉鎖性海域内の藻類の生育環境の悪化が懸念される。 ・評価書に示された通水路（ボックスカルバート）の幅及び構造は、魚類の利用を想定したものとなっていると言いがたい。 ・閉鎖性海域内に、南側河川から排出されるデトリタスやシルトが流入・堆積し、底質環境の悪化が懸念される。このため、閉鎖性海域内の藻場が拡大することは考えにくい。 ・通水が不十分だった場合、海底に多量の有機物やデトリタスが溜まってくると還元的環境になる可能性があるため、多くの底生生物は生息できなくなる。 	

- | | |
|---------------------|--|
| 2. 滑走路西側の藻場への影響について | ・滑走路の増設により、滑走路西側の砂底へ閉鎖性海域南側からの砂の供給が断たれ、波浪の影響により砂が流出することが懸念される。それにより、砂の流出量が供給量を上回った場合、当該部分の砂底は消失し、藻場も消滅する可能性がある。 |
| 3. 藻類の移植について | ・希少な海藻草類について、移植や生態等の知見に乏しいため、環境保全措置を実施せずに採集して標本を作るという考え方には疑問が残る。移植先の影響を十分に考慮したうえで移植を検討すべき。 |
| 4. サンゴへの影響について | ・連絡誘導路北側の高被度のサンゴについては影響が少ないと思われる。一方、増設滑走路北西部分のサンゴについては工事にあって水が濁らないよう十分配慮する必要がある。 |
| 5. サンゴの移植方法について | ・サンゴの移植について、サンゴ被度が10%以下になると一気に魚類種数が減少することから、最低でも被度が10%以上になるよう移植すべき。
また、被度が40%以上になると、高被度サンゴ礁にみられる魚類の半数以上の種が出現するようになるという研究結果もある。したがって、移植先を点々と配置するのではなく、できるだけ被度が高くなるよう配置すべき。 |
| 6. 魚類への影響について | ・海草藻場にしか生息しない魚種もおり、藻場消失はこれらの種の消失にもつながる。 |
| 7. 事後調査の実施期間について | ・事後調査期間を3年とするのは、海域生態系への影響をみる期間としては短い。 |